

平成 31 年度における事業者によるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を市長に報告することが義務づけられています。

平成 31 年度では市内で報告義務がある大気排出基準適用施設 3 施設（2 事業所）において、測定結果の報告があり、全ての施設で排出基準に適合していました。

平成 31 年度 ダイオキシン類測定結果

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	排出ガス			焼却灰（燃え殻）			ばいじん（飛灰）			備考	
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準		
1	門真市クリーンセンター	門真市深田町 19 番 5 号	1	R1. 8. 21	0. 04	1	R1. 6. 7	0. 011	-	R1. 6. 7	0. 66	-	No. 4 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしています。	
							R1. 8. 21	0. 013		R1. 8. 21	0. 62			
							R2. 2. 6	0. 02		R2. 2. 6	0. 52			
			2	R1. 11. 29	0. 036	1	R1. 7. 18	0. 017	-	R1. 7. 18	0. 66	-		No. 5 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしています。
R1. 11. 29	0. 011	R1. 11. 29					1. 5							
2	美馬建設(株)	門真市島頭 3 丁目 10 番 15 号	3	R1. 9. 20	0	5	R1. 9. 20	0	3	R1. 9. 20	1. 2	3		

焼却灰、ばいじんについては、薬剤処理をしている場合には基準はありません